

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成31年1月30日

支出負担行為担当官

名古屋税関総務部長 矢幅 直彦

◎ 調達機関番号 015      ◎ 所在地番号 23

1 調達内容

(1) 品目分類番号 2

(2) 調達等件名及び予定数量

① 名古屋港において使用する監視艇用燃料油「軽油 J I S K 2204」260,000 L

② 三河港において使用する監視艇用燃料油「軽油 J I S K 2204」160,000 L

③ 清水港において使用する監視艇用燃料油「軽油 J I S K 2204」220,000 L

(3) 調達件名の特質等 入札説明書による。

(4) 納入期間 自 平成31年4月1日

至 平成32年3月31日

(5) 納入場所 入札説明書による。

(6) 納入方法 入札説明書による。

(7) 入札方法 上記 1 (2) の物品ごとにそれぞれ入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8 % に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。

(3) 平成 28 ・ 29 ・ 30 年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において「物品の販売」

で上記 1 (2) の物品 ①、② 及び ③ とも「A」、  
「B」又は「C」等級に格付けされ、東海・  
北陸地域の競争参加資格を有する者、又は当  
該競争参加資格を有していない者で、入札書  
の受領期限までに競争参加資格審査を受け、  
競争参加資格者名簿に登載された者であるこ  
と。

(4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者  
(支出負担行為担当官が特に認める者を含  
む) であること。

(5) 石油の備蓄の確保等に関する法律(平成 24  
年法律第 76 号)の規定に基づく石油販売業の  
届出をしている者であること。

(6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化してい  
ないと認められる者であり、適正な契約の履  
行が確保される者であること。

(7) その他 詳細は入札説明書による。

### 3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、  
入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒 455 - 8535 名古屋市港区入船 2 丁目 3 番 12 号  
名古屋市税関総務部会計課 営繕係 沼田 崇志  
電話 052 - 654 - 4039

ただし、上記 1 (2) ② 及び上記 1 (2) ③ の物品に係る入札説明書の交付場所については、下記場所においても行うこととする。

② 〒 441 - 8075 愛知県豊橋市神野ふ頭町 3 - 11  
豊橋港湾合同庁舎 1 階 豊橋税関支署管理課  
電話 0532 - 32 - 6749

③ 〒 424 - 0922 静岡県静岡市清水区日の出町 9  
番 1 号 清水港湾合同庁舎 清水税関支署総務課  
電話 054 - 352 - 6116

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から上記 3 (1) の交付場所にて交付する。

(3) 入札書の受領期限

平成 31 年 3 月 26 日 17 時 30 分

(4) 開札の日時及び場所

上記 1 (2) の物品ごとに

① 平成 31 年 3 月 27 日 13 時 30 分

② 平成 31 年 3 月 27 日 14 時 30 分

③ 平成 31 年 3 月 27 日 15 時 30 分

いずれも名古屋税関会計課入札室

(5) (3) 及び(4)については、電子調達システムにおいてシステム障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

#### 4 電子調達システムの利用

本件は、府省共通の電子調達システムを利用した応札及び入開札手続きにより実施するものとする。但し、紙による入札書の提出も可とする。詳細については、入札説明書のとおり。

#### 5 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除。なお、契約保証金の免除に当たっては、落札者が契約締結の際に平成 31・32・33 年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）を有している事を条件とする。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格

のない者の提出した入札書及び入札に関する  
条件に違反した入札書は無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要。

(5) 落札者の決定方法 予算決算及び会計令第  
79条の規定に基づいて作成された予定価格の  
制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札  
を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無 無。

(7) 競争参加資格の申請の時期及び場所 「競  
争参加者の資格に関する公示」（平成30年11  
月26日付官報）に記載されている時期及び場  
所のとおり。

(8) その他 詳細は入札説明書による。

6 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity : Naohiko Yahaba, Director of the Coordination Division Nagoya Customs.
- (2) Classification of the products to be procured : 2
- (3) Nature and prearranged quantity of the products to be purchased: Light Oil( JIS-K2204)  
For Patrol boat.  
Quantity :
  - (a) For Nagoya port : 260,000L
  - (b) For Mikawa port : 160,000L
  - (c) For Shimizu port : 220,000L
- (4) Delivery period : From 1 April 2019 through 31 March 2020.
- (5) Delivery place : As in the tender documentation.
- (6) Delivery type : As in the tender documentation.
- (7) Qualification for participating in the

tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :

① Not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause.

② Not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting.

③ Have Grade :

(a) A, B or C

(b) A, B or C

(c) A, B or C

“ Selling ( Fuels ) ” in terms of the qualification for participating in tenders

by the Tokai-Hokuriku area related to the Ministry of Finance (single qualification for every ministry and agency) in the fiscal years 2016, 2017 and 2018.

④ Have not received suspension of designated contractor status, etc. from any ministry or agency (including person specially qualified by officials in charge of disbursement of the procuring entity) .

⑤ Have registered with the relevant Authorities, in accordance with the Petroleum Stockpiling Law ( Law No.96 of 2012 ) , to initiate business of selling Petroleum Products.

⑥ A person whose business situation or trustworthiness is deemed not to have significantly deteriorated and whose proper performance of a contract can be guaranteed.

(8) Time-limit for tender : 17:30, 26 March 2019

(9) Contact point for the notice: Takashi Numata ,

Building and Repairs Section, Accounting  
Division, Nagoya Customs, 2 - 3 - 12 Irifune  
Minato-ku Nagoya 455-8535 Japan.

TEL 052-654-4039.

The other is General Affairs Section,  
Toyohashi Branch Customs 3-11 Jinnofuto-Cho  
Toyohashi-City 441-8075 Japan.

TEL 0532-32-6749

Shimizu Branch Customs 9 - 1 Hinode-Cho S -  
himizu-ku Shizuoka-City 424-0922 Japan.

TEL 054-352-6116